

呼吸器外科専門医合同委員会規則施行細則

第1条（目的）呼吸器外科専門医合同委員会規則を補完するために、本施行細則を定める。

第2条（委員会）以下に定める委員および監事で構成する。

- 1) 日本呼吸器外科学会理事会が推薦する者，4名
- 2) 日本胸部外科学会理事会が推薦する者，4名
- 3) 呼吸器外科専門医合同委員会委員長が指名する者，3名
- 4) 日本呼吸器外科学会理事会が推薦する監事1名，日本胸部外科学会理事会が推薦する監事1名

第3条（委員長および委員の任期）

- 1) 委員長および委員の任期は2年とし，日本呼吸器外科学会定時総会終了の翌日から次々期定時総会終了の日までとする。但し，再任を妨げない。
- 2) 委員に欠員が生じたときは，委員長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残存期間とする。
- 3) 委員長および委員は辞任または任期満了後においても，後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4条（実務部会）業務遂行のために以下の部会を置く。

- 1) 書類審査実務部会
- 2) 認定試験実務部会

第5条（書類審査実務部会）書類審査実務部会長は必要な部員を任命し，以下の書類審査を行う。

- 1) 呼吸器外科専門医認定申請書
- 2) 呼吸器外科専門医認定修練施設申請書
- 3) その他の申請書

第6条（認定試験実務部会）認定試験実務部会長は必要な部員を任命し，以下の認定実務を行う。

- 1) 試験問題の作成
- 2) 認定試験の実施
- 3) 認定試験に関わる必要業務は日本胸部外科学会事務局または日本呼吸器外科学会事務局で行う。

第7条（事務局）事務局長は事務局を組織し，以下の業務を行う。

- 1) 呼吸器外科専門医認定申請書類，呼吸器外科専門医認定修練施設申請書類などやこれに関わる申請料・認定料の受け入れ
- 2) 本合同委員会ならびに実務部会に関わる事務処理
- 3) 本合同委員会ならびに実務部会に関わる会計
- 4) 本合同委員会ならびに実務部会に関わる予算および決算

第8条（規則の変更）この施行細則の変更あるいは廃止については，委員会の議を経て，日本呼吸器外科学会理事会および日本胸部外科学会理事会に諮るものとする。

附 則

- 1, この施行細則は日本呼吸器外科学会理事会および日本胸部外科学会理事会の承認を経て施行する。
- 2, この改定は2007年5月16日から施行する。
- 3, この改定は2008年11月21日から施行する。